

提出 順番	No. 8	令和 3 年 2 月 26 日 午前・ <input checked="" type="radio"/> 後 〇 時 〇 2 分 受領
----------	----------	--

令和 3 年 2 月 26 日

幕別町議會議長 寺林 俊幸 様

幕別町議會議員 谷口 和弥 

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨
有効に利用される防災行政無線システムとするために	<p>幕別町の防災行政無線システムはこれまで忠類地域だけを業務区域と定めて運用されてきたが、今年4月からは幕別町全地域で運営開始されようとしている。旧幕別町と旧忠類村が合併するにあたって「幕別町防災行政無線施設条例」を施行（平成18年2月）した。途中、消防の組織改編により条例改正があり、さらに令和3年4月1日施行の条例改正により、幕別町全域を業務区域とした。</p> <p>今年1月31日から幕別町防災行政無線システムの戸別受信機の配布が町内全地域で始まっている。住民基本台帳に登録されている町内全世帯や幕別町地域防災計画に定める要配慮者利用施設などに無償貸与される。3月3日までに札内地区で71回、幕別本町地区で18回、忠類地区で4回、農村地区で4回の説明会が開催され、会場内で町が郵送したはがきとの引き換えで戸別受信機が渡される。幕別町で導入する防災行政無線システムは「広報まくべつ」の紙面上で、「情報手段の多様化で確実に情報が伝わる環境をつくる」、「断線による通信障害やバッテリー等を備え停電がなく、災害に強い」ことなどがうたわれ、「町からの情報を得る手段として大変優れたシステム」と紹介されている。</p> <p>近年、毎年のように全国各地で発生している自然災害や、昨年からの新型コロナウイルス感染症の蔓延による外出自粛などを鑑みれば、町民にとって大事な情報源となるシステムとして期待されるであろう。</p> <p>この防災行政無線システムができるだけ多くの幕別町民</p>

(注) 質問の要旨は、具体的に記載すること。

質問事項	質問の要旨
	<p>の家々に設置され、有効に利用されるようにしていくことが町の責務であると考える。</p> <p>については、以下の点について伺う。</p> <ol style="list-style-type: none">1 戸別受信機の配布状況と、配布状況等に対する見解を伺う。2 戸別受信機の配布を希望しないケースの件数やその理由について把握していることを伺う。3 戸別受信機の配布を受けていない世帯に向けての施策について伺う。4 戸別受信機を通して発信される情報は、「幕別町防災行政無線施設条例」の第3条で行政防災無線の業務として定められているが、今後の業務変更の予定があるのか確認したい。また、これまでの忠類地区でどのような情報が発信されてきたか、内容ごとに件数等で示すことができれば伺いたい。5 高齢者世帯などの一部には、個別受信機の配布時に説明だけでは設置ができないというケースがあるよう聞く。このようなケースの対処方法について伺う。